

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年1月7日

神奈川県監査委員 大竹准一
同 吉川知恵子
同 中家華江
同 柳下剛
同 斎藤たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年7月25日神奈川県監査委員公表第10号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分10か所に係る14事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所	令和7年3月10日（令和7年1月16日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、12,276円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、添付が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、担当職員の理解不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者の研修参加等の自己研鑽を図るとともに、進行管理表等により複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立図書館	令和7年3月10日（令和7年1月31日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、令和6年度神奈川県生涯学習情報ウェブサイト特集記事制作及びサイト運用支援業務委託契約（契約額2,607,000円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同	不適切事項については、令和6年4月は異動により、会計事務に不慣れな職員が多く、契約事務等に時間が掛かってしまったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、異動の時期は特に職員同士の声掛け等、個人ではなく課全体で会計事務のスケジュール管理を行うこと等

		年5月1日に締結していた。	により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立総合教育センター	令和7年2月20日（令和6年12月12日及び同月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、その他の柱類1本に係る教育財産の目的外使用許可（使用料免除）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、許可期間の開始後に教育財産の目的外使用許可の申請書が大きく遅れて到着したところ、担当者の目的外使用許可の開始日に関する認識不足のため、開始日を遡った上で許可を行ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、申請者に許可期間満了前に教育財産の使用許可申請書を提出するよう求めるとともに、県有財産の管理について複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立歴史博物館	令和7年3月28日（令和7年1月23日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、18,414円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、これを行っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、重要物品である電話交換機（価格3,962,000円）について、神奈川県財務規則で定められた本庁機関の課長の承認を受けないまま、不用決定を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、課内で不適切事項の内容を共有することで関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員が前渡金に必要となる手続や期限を相互に確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、神奈川県財務規則に定める重要物品の管理に係る手続に関する認識が不足していたことに加え、複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として物</p>

			品の管理に係る手続に対する正しい理解を共有するとともに、複数の職員が財産処分に必要となる手続を相互に確認する体制を強化することで再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和7年3月27日（令和7年1月29日及び同月30日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 物品管理事務において、電子入札用ICカード4枚を紛失していた。これにより、代替品として電子入札用ICカード35,200円を購入することになった。</p> <p>2 文書の管理において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務に係る支払関係書類など計13点を紛失していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 物品管理事務については、所属の物品管理体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適切な物品管理の重要性について全職員で共有するとともに、入札用ICカード4枚を2つに分けて保管することや、封筒ではなく、中身が分かるようにクリアケースに保管することなど、リスク管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 文書の管理については、所属の文書管理体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、適切な文書管理の重要性について全職員で共有するとともに、業務終了後、文書を保管するキャビネットを施錠することや、休日などに管理課職員以外の者が管理課執務室に立ち入らないよう、管理課執務室の鍵を別に保管することなど、リスク管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和7年3月17日（令和6年12月23日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、神奈川県立相模原弥栄高等学校空調機賃貸借契約（契約額21,780</p>	不適切事項については、債務負担行為についての認識が不十分であったことによるも

		<p>円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。</p>	<p>のであり、当該契約については、年度ごとの契約に改めた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、見積書を依頼する段階で契約期間が年度内であるかどうかについて事務室内で確認することをルールとすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	令和7年3月4日（令和7年1月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、P C 2台の購入契約（契約額341,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、P C 購入代（需用費）とソフトウェアライセンス料（役務費）がそれぞれ30万円未満であったため、見積合せを省略できる案件と誤認したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定を再確認し、理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立西湖高等学校	令和7年3月25日（令和7年1月9日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、図書館用図書の購入契約（契約額445,530円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 事務事業の執行において、心電図検診委託契約（単価契約、支払額計492,030円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、担当者の神奈川県財務規則運用通知の解釈に誤解が生じていたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 事務事業の執行については、契約締結時の事業担当者の確認不足のため、個人情報が取り扱われる契約と</p>

			<p>の認識が不足しており、個人情報の特記事項の措置をしていなかったことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者と執行案件の内容・注意事項について事前に確認するとともに、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の理解を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立あおば支援学校	令和7年1月16日（令和6年12月2日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約3件（単価契約、概算総価額計3,996,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者及び回議者の確認不足によるものであり、令和7年4月15日に契約結果を公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約締結の回議の際に担当者と回議者で公表の有無の確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立座間支援学校	令和7年2月21日（令和6年12月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、消火器の処分費1件、22,000円の執行に当たり、「（節）役務費」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約（単価契約、概算総価額3,248,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、担当者の執行科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和7年1月28日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

			<p>2 契約事務については、担当者の契約結果の公表に対する理解が不足していたことによるものであり、令和7年4月2日に公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、入札、随意契約等の執行を行う際には、入札・契約事務の手引き等の確認を徹底するとともに、所属として複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---